

東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策の状況について

1. 経緯及び目的

県では、未曾有の大災害となった東日本大震災における災害対応や得られた教訓を取りまとめた「東日本大震災一宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証一」を平成27年3月に発行した。この記録誌では、13の分野について46の教訓を取りまとめた。東日本大震災で多く聞かれた「想定外」を繰り返さないためには、得られた教訓を今後の防災対策に着実に生かしていく必要がある。そのため、平成27年度から教訓を踏まえた防災対策の状況を取りまとめ、これらの情報を共有することにより、今後の防災対策の一助とするとともに、防災対策の深化と更なる意識の醸成を図ることとした。

2. 防災対策の状況

教訓を踏まえた防災対策については、記録誌で取りまとめた46の教訓に対し、県、市町村、関係機関が平成23年度以降に実施した新規事業、拡充事業、変更事業を把握し、資料9「東日本大震災検証記録誌46の教訓を踏まえた防災対策一覧表」のとおり、教訓ごとに整理した。

なお、平成28年度取りまとめ以降に実施した主な防災対策（資料9下線部）を以下のとおり13の分野ごとに取りまとめた。

(1) 防災体制（教訓 NO.1～10）

各機関において、各災害対応マニュアル等の見直し、無線機などの通信器機の整備等が継続的に進められている。

また、県では、自助・共助の取り組み強化として、自主防災組織の活動支援、先進的な地域防災活動を実施している自主防災組織への資機材等補助の実施や、高校生を対象とした次世代の防災リーダーの養成を開始。今後も、市町村や関係機関と連携しながら、地域の実情に応じた防災体制の強化を進めていく必要がある。

<新規（及び拡充）事業>

- ・職員災害対応（行動）マニュアルの見直し（岩沼市）
- ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルの改正（岩沼市）
- ・消防団の避難広報等活動要領・マニュアルの一部変更（仙台市消防）
- ・宮城県緊急消防援助隊受援計画の見直し（県）
- ・緊急消防援助隊受援計画の変更（仙台市消防、黒川地域消防、石巻地区消防、大崎地域消防）
- ・津波対策ガイドラインの見直し（県）
- ・地震・津波災害活動計画の再改訂（気仙沼・本吉地域消防）
- ・津波警報等における避難広報等の要領の見直し（仙台市）
- ・防災訓練の拡充（仙台市、岩沼市、七ヶ浜町、東北電力）
- ・アクションプランに基づく緊急消防援助隊全体出動図上訓練の実施（石巻地区消防）
- ・消防団へのトランシーバーの配備（大衡村）
- ・行政区長・自主防災組織代表者へのデジタル防災行政無線個別受信機無償貸与（大崎市）
- ・安否確認システムの拡充（気仙沼・本吉地域消防）
- ・貸出用Wi-Fiルーターの拡充（NTTドコモ）
- ・緊急消防援助隊動態情報システムに対応したタブレット端末の整備（塩釜地区消防）
- ・カセットガス発電機導入を計画（県トラック協会）
- ・災害時現場指揮車の配備（東北電力）
- ・避難所開設状況および道路破損状況などの情報提供に係る日本郵政（株）との連携協定締結（富谷市、大衡村、南三陸町）
- ・消防団員の装備品、活動車両の整備（利府町、大衡村、亶理地区消防）
- ・みやぎ防災ジュニアリーダー養成事業（県）
- ・地域防災力向上支援事業（県）
- ・防災士認定に対する補助（岩沼市）、職員の防災士資格取得（松島町）
- ・全行政区に防災組織を設立[自主防災組織数0→14]（大衡村）

他

(2) 国・地方公共団体等との連携・支援（教訓 NO. 11～13）

県では、平成 29 年 2 月に広域火葬計画を策定し、大規模災害発生時等における広域火葬を円滑に実施するため、県、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本的事項について定めた。

また、各機関において防災協定の締結等が進められており、引き続き、協定締結先が参加する防災訓練の実施、対応マニュアルの整備など、実効性を高める更なる取組みを進めていく必要がある。

<新規（及び拡充）事業>

- ・宮城県広域火葬計画の策定（県）
- ・県外自治体との応援協定の締結（大衡村）
- ・【再掲】避難所開設状況および道路破損状況などの情報提供に係る日本郵政（株）との連携協定締結（富谷市、大衡村、南三陸町）
- ・災害時における福祉的支援体制の構築（県）
- ・緊急消防援助隊応援計画の変更（石巻地区消防）
- ・緊急消防援助隊の増隊（名取市消防、登米市消防）
- ・緊急消防援助隊資機材の整備〔エアテント〕（登米市消防）〔タープ〕（名取市消防）
- ・【再掲】緊急消防援助隊動態情報システムに対応したタブレット端末の整備（塩釜地区消防） 他

(3) 物資供給・燃料確保（教訓 NO. 14～16）

各機関において、物資、燃料関係の協定締結が進められており、今後も物資供給に係る処理体制の見直しや物流事業者等との連携体制強化に向けた取組み、更なる円滑な燃料供給体制の構築に向け、優先供給のあり方や対応マニュアルの整備等に取り組んでいく必要がある。

<新規（及び拡充）事業>

- ・防災協定（物資関係）の締結（利府町、石巻地区消防）
- ・防災協定（燃料関係）の締結（白石市、岩沼市、富谷市、蔵王町、村田町、利府町、美里町、南三陸町）
- ・災害時協力井戸登録制度（岩沼市） 他

(4) 救助活動（教訓 NO. 17～20）

各市町村や消防本部では、消防団や職員に対する津波浸水域内での活動を想定した資機材等の整備に継続的に取り組んでいる。

<新規（及び拡充）事業>

- ・【再掲】消防団員の装備品の整備〔防火衣等〕（利府町、大衡村）
- ・津波災害対応資機材の整備〔胴長靴等〕（亶理地区消防）
- ・【再掲】緊急消防援助隊動態情報システムに対応したタブレット端末の整備（塩釜地区消防） 他

(5) 避難体制（教訓 NO. 21～24）

県では、平成 29 年 10 月に「津波対策ガイドライン」を改訂し、「津波警報・情報」、「避難勧告等の発令基準」、「避難対象地域の指定」等について見直しを実施した。

山元町では、災害時に避難所となる地域防災拠点を整備。また、各機関において、住民へ確実に、防災関連情報が届くよう、多様な情報提供の手段の検討が進められている。

今後も、復興まちづくりの進捗状況等を踏まえた対応が進められるよう、県としても、引き続き支援を行っていく必要がある。

<新規（及び拡充）事業>

- ・【再掲】津波対策ガイドラインの見直し（県）
- ・地域防災拠点の整備（山元町）
- ・全国瞬時警報システムの自動起動装置の整備〔特別警報等の情報配信の自動化、ツイッター等への情報配信のための改修〕（名取市）
- ・ジェイコムイースト仙台キャベツ局との防災行政無線放送内容の再送信に関する協定の締結（富谷市）
- ・登録メール配信サービスの開始（名取市）
- ・住民向け防災マップの見直し（松島町） 他

(6) 避難所、被災者支援（教訓 NO. 25～30）

各市町村において、避難所の整備、自主防災組織への支援等、地域の防災体制の強化が進められている。松島町では、自主防災組織や地区の活動や訓練において、町職員による活動に対する助言や講話など幅広い支援が必要となることを踏まえ、町職員の防災士資格取得を進め、支援体制の強化を図っている。

<新規（及び拡充）事業>

- ・地域防災拠点へのかまどベンチの整備、マンホールトイレの整備（山元町）
- ・【再掲】防災士の養成[講座・試験・登録料に対する補助]（岩沼市）、町職員の防災士資格取得（松島町）
- ・【再掲】全行政区に防災組織を設立[自主防災組織数0→14]（大衡村）
- ・【再掲】防災訓練の拡充（仙台市、岩沼市、七ヶ浜町）

他

(7) 災害時要援護者^(注)（教訓 NO. 31～34）

県では、福祉的支援体制の構築のため、平成29年7月に宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会を設立し、災害発生時において高齢者、障害者などの支援が必要な方々に対して緊急的に対応を行う災害派遣福祉チームの体制整備などを進めている。また、仙台市では、町内会・自主防災組織等で取り組む災害時要援護者支援事例集を作成し、冊子の配布やホームページ等での公開を行っている。

今後も、市町村での要配慮者の具体的な支援体制の構築に向け、取組状況を的確に把握しながら、必要な支援を行っていく必要がある。

(注)「災害時要援護者」は、「要配慮者」のこと。

記録誌作成当時は、「災害時要援護者」の用語を使用した。

<新規（及び拡充）事業>

- ・【再掲】災害時における福祉的支援体制の構築（県）
- ・町内会・自主防災組織等で取り組む災害時要援護者支援事例集の作成（仙台市）
- ・【再掲】ジェイコムイースト仙台キャベツ局との防災行政無線放送内容の再送信に関する協定の締結（富谷市）
- ・【再掲】登録メール配信サービスの開始（名取市）
- ・【再掲】全国瞬時警報システムの自動起動装置の整備[特別警報等の情報配信の自動化、ツイッター等への情報配信のための改修]（名取市）

他

(8) 保健医療（教訓 NO. 35～37）

県では、平成29年度より、高齢化が進行している災害公営住宅等集合住宅において、既存資源を活用し、高齢者が住み慣れた場所で安心して暮らすための介護機能構築に向けたニーズ、手法等の調査研究を開始した。

被災者に対する継続的な支援活動や関係機関との連携について、今後も、より良い支援体制の構築に向け取り組んでいく必要がある。

<新規（及び拡充）事業>

- ・既存資源活用型介護機能構築事業（県）

他

(9) ボランティア（教訓 NO. 38～39）

平成28年度取りまとめのとおり。

(10) 災害廃棄物・有害物質の処理（教訓 NO. 40～41）

県では、今後発生が予測される自然災害により生じた災害廃棄物等の処理を、適正かつ迅速に行うため、事前に必要な事項を定め、衛生状態の悪化及び環境汚染の最小化を目的として、平成 29 年 8 月に「宮城県災害廃棄物処理計画」を策定した。

<新規（及び拡充）事業>
・宮城県災害廃棄物処理計画の策定（県）

他

(11) 復旧・復興（教訓 NO. 42～43）

県では、宮城の創造的な復興を担う人材を育成するため、宮城大学が行う沿岸被災地等を含む県内各地をフィールドとした地域協働の人材育成への取組みや、県内すべての大学等が加盟する学都仙台コンソーシアムにおいて実施する復興大学事業に係る経費について支援を開始。

県及び市町村において、被災者等の状況や要望等を踏まえた独自の支援制度を設けるなどの対応を行っており、今後も被災者や地域の実情に応じたきめ細やかな支援について、検討を行っていくことが必要である。

<新規（及び拡充）事業>
・大学等による復興を担う人材育成事業（県）

他

(12) 法整備と運用（教訓 NO. 44）

平成 28 年度取りまとめのとおり。

(13) 防災教育、教訓の伝承（教訓 NO. 45～46）

県では平成 29 年 11 月に「みやぎ学校安全推進計画」を策定。

また、仙台市では、河北新報と連携し、若者を対象とした、「3.11 伝える／備える 次世代塾」を開催し、松島町では、条例で毎年 11 月 5 日を「松島町防災の日」と制定。各地域において、東日本大震災による経験と教訓を風化することなく後世に継承し、様々な災害に対する防災意識の高揚に努めている。

今後も、過去の災害の教訓も含め本震災の教訓を根付かせていくため、定期的に震災の記憶を伝承する機会を設け、防災意識の醸成に取り組んでいく必要がある。

<新規（及び拡充）事業>
・みやぎ学校安全推進計画の策定（県）
・学校再開マニュアルの作成（県）
・【再掲】みやぎ防災ジュニアリーダー養成事業（県）
・防災教育副読本を土台とした児童本（まんが）の作成（県）
・「3.11 伝える／備える 次世代塾」の開催（仙台市）
・「防災の日」の制定（松島町）
・震災遺構の保存整備（石巻市、東松島市）
・震災モニュメントの建立（東松島市）
・世界防災フォーラム/防災ダボス会議@仙台の隔年開催（仙台市）
・パネル展等の実施（東北電力）

他